

平成19年6月定例議会報告

平成19年6月定例議会が、6月13日～27日まで開催されました。下記の内容で一般質問を行い、真摯な御答弁をいただきました。質問の要旨を掲載いたしました。詳しくは、市議会のいちかわインターネット放送局で録画放送をご覧ください。

市川市議会 録画放送 6月25日へとお進み下さい。 http://ibs.city.ichikawa.chiba.jp/ibsw eb/control.cg i?form _action=view _prefectura#

一般質問の主な内容は、

公民館の運営方法について

- (1) 公民館図書室の現状と今後の方向性について
- (2) 公民館の利用の現状と今後の方向性について



市内には、16箇所の公民館がありますが、その内7箇所の公民館に「公民館図書室」があります。社会教育法により設置された公民館、その事業目的の一つとして図書等を備え、その利用を図ること、と書かれています。開設は早いところで28年前、一番新しいところで16年前です。当時の社会状況と現在の違い、公民館の利用方法も変わってきました。また、図書館の利用方法やインターネットでの図書の検索や貸出や返却の方法も時代とともに変わってきています。加えて毎日社会教育指導員が配置されているわけではないので、開いていない日もある状況です。その中で利用があまりされていない図書室を地域のコミュニティのためとか、貸出用の部屋へと転換できないかと質問しました。また、申込方法も月の応答日に先着順のため、朝早くから並ばなければならないので、「雨の日や寒暖の激しい時は公民館の中で待たせてもらえないか」など利用者のお話を聞き、申込の方法を検討して、文化会館などのように月に一回の方式で、毎週取りにいかなくても良い方法や、利用者同士での調整や抽選などを含めて考えることや公民館の補修を市民の協力でできないか質問しました。

御答弁は、全館を、すぐというわけではなく利用状況を含めて部屋の目的の転換や申込方法も地域の状態や各公民館の状態を考えて取り組んでいきたいと、また、簡易補修などの部分は、材料費を各館でもち市民の協力で進める方法も考えて行くとのことでした。



菅谷公民館図書室

事業系ごみの処分方法について

- (1) 2月に行われた事業系ごみ実態アンケートの結果を踏まえた、今後の方向性について
- (2) 住居併用小規模事業者への周知方法とごみの処分方法について
- (3) 少量廃棄物事業所用専用袋の今後の取り扱いについて

2月にお店や事業所の方たちに対してアンケートが行われました。お店や事業所の方は原則的に事業系ゴミとして扱われ家庭用のゴミ集積所に出すことはできませんが、市川市には義務免除の条件があり、それを知らない人が多く、「事業所やお店の面積が50㎡以下で住居併用であり、出される一般廃棄物の1日の量がおおむね5キロ以下であれば家庭用の集積所に出すことができる。」ことを知らないで心苦しく出しているお店や事業所の方が多くいる。今後の周知方法をどのように考え、そのような義務免除の方たちに市民の方がわかるようなシールを発行したりすることはできないか。次に、少量の事業系ゴミの方たちが利用している、少量廃棄物事業所専用袋であるが、大型ゴミのようにシールを有料で購入して、一般の集積所に出すようにできないか、また、専用の事業系ゴミ袋を製作して、処分費用を上乗せしたかたちの価格で販売して、一般集積所に出すことはできないか。近隣では、浦安市や東京都の特別区（江戸川区・葛飾区）ではやっている制度であり、今後の事業系ゴミの処分方法の適正化に向けての啓蒙活動に有効になるのではないかと、お聞きしました。

御答弁では、現在ゴミの適正処理事業者にはシールを配布している。義務免除者にはこのような対応をしていない。未適正業者と誤解されないようにチラシなどによる周知など可能な方策を検討していきたい。また、少量廃棄物事業者専用袋の導入に当たっては、他市の状況なども含めて情報を収集し、調査・検討していくとのことでした。



自転車対策について

- (1) 自転車対策協力員制度のその後について
- (2) 八幡第10駐輪場の開設に当たって、利用方法などの考え方と今後の方向性について
- (3) 八幡小前の通りの社会実験後の改善策と今後の社会実験について



今まで何回も質問させていただいている「自転車協力員制度」です。本八幡地区は3駅が結節し、1日の乗降客が10万人以上です。ということは駐輪問題も大きなウェイトを占めます。地域で「八幡自転車対策協議会」が発足して3年以上の月日が流れ、無料の駐輪場の案内図を作ったり、放置自転車に「お願い文書」を付けたり活動しています。そのような中、地域の人たちで市から委嘱を受けた形でボランティアとして駐輪対策のお手伝いをして行こうという制度です。決して自転車を締め出すのではなく、商店に買い物に来たりする方は路上に一時駐輪ができるようにもしたいと活動しています。次に、八幡小の通りから入った場所に設置予定の第10駐輪場ですが、少しでも通学路に自転車を減らす効果を期待しています。ただ、通学路でもあり、指導員の常時配置、利用する人は八幡堂さんの角からは自転車を降りて駐輪場を利用すること、地域での駐輪場などの自転車対策の事情が変わった場合は、駐輪場として使用しないように考えられるかと質問し、御答弁は暫定的な駐輪場として考えていることと安全対策は十分に言うとのことでした。

